

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成26年5月21日)

- 1 第1回国土強靱化プロジェクト会議の開催について 【技術企画課】……1ページ
- 2 直轄道路・河川の権限委譲に係る対応方針について 【道路企画課・河川課】……4ページ
- 3 第1回米子駅南北自由通路等整備事業協議会の概要について 【道路建設課】……6ページ
- 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【道路建設課】……7ページ

県土整備部

第1回国土強靱化プロジェクト会議の開催について

平成26年5月21日

企 画 課

技 術 企 画 課

この度、国において「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(国土強靱化基本法) が制定・公布されたことを受け、鳥取県版「国土強靱化地域計画」を策定するためのプロジェクトチームを設置し、第1回の会議を下記のとおり開催しました。

記

1 プロジェクトチームの設置目的

本県の実情に合わせた安全・安心な地域生活の実現に向けて、鳥取県版の「国土強靱化地域計画」を策定するとともに、公共施設等の現況と将来の見通しについてとりまとめる「公共施設等総合管理計画」を策定する。

2 第1回会議

(1) 日 時

平成26年4月23日(水) 午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 場 所

県庁第3応接室(本庁舎3階)

(3) 構 成

統轄監(チーム長)、各部局長、企業局、病院局、警察本部

3 概 要

○ 国土強靱化地域計画の策定について(資料)

- ・ 「国土強靱化地域計画」の策定に当たっては、既に策定済みの地域防災計画、業務継続計画等の様々な計画が存在することから、その内容も活用して地域計画を策定する。
- ・ 「国土強靱化地域計画」は、様々な県の計画の指針となるものであるが、地域計画の策定によって「公共施設等総合管理計画」など、新たな計画の策定も必要となることから、本作業と併せて策定作業を行うとともに、必要に応じて他の計画の見直しを行う。
- ・ 具体的な策定作業を行うために、各部局職員からなるワーキンググループを設ける。

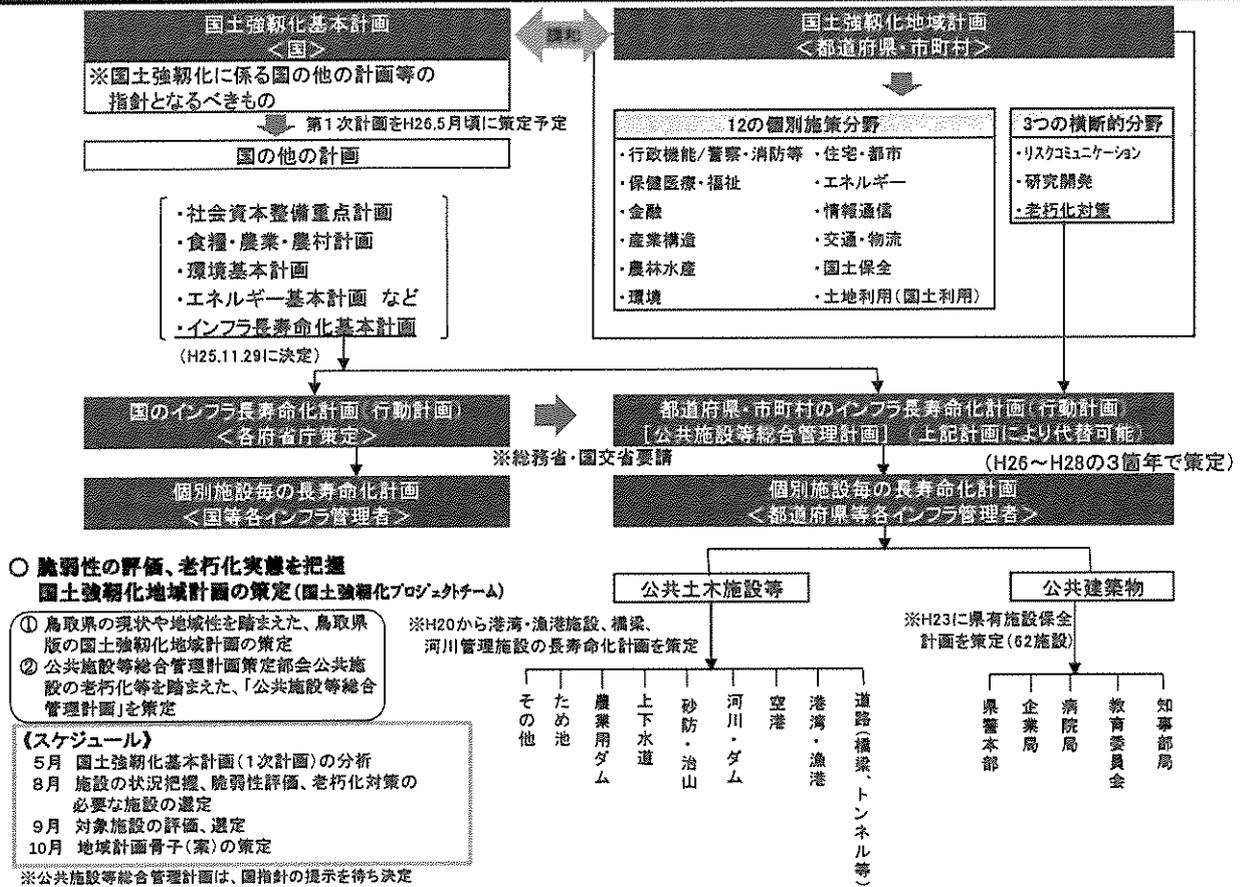
4 今後の進め方について

- ・ ワーキンググループにおいて、国の「国土強靱化基本計画」の内容分析を行い、国と県の役割分担など点検を行うと同時に、可能な分野から順に、災害に対する現状の対応力を点検する脆弱性の評価を行う。
- ・ 具体的な策定作業に当たっては、多くの調査結果や計画が既に存在する3分野(交通・物流、国土保全、老朽化対策)について、県土整備部が先行的に検討を行う。
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定に向けて、計画策定の前提となる県有公共施設の老朽化の実態把握を進める。

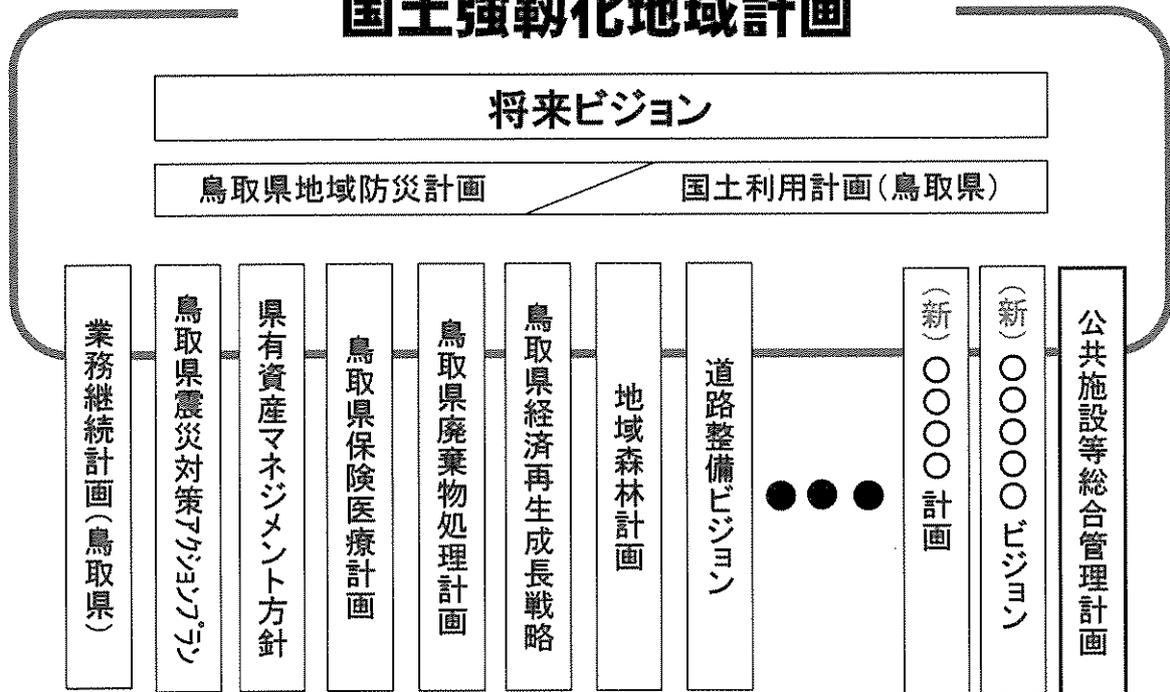
5 国の動向

- ・ 5月末 「国土強靱化基本計画」 閣議決定予定
- ・ 6月以降 地方説明会の開催

国土強靱化基本計画とインフラ長寿命化計画の全容



国土強靱化地域計画



※ 地域計画策定の考え方

- ・ 現在策定済みの、各種計画・ビジョン等の内容を最大限利活用(必用に応じて修正)
- ・ 地域計画策定作業の中で対応が必要となった計画は今後、新たに策定

資料

◆国土強靱化地域計画について

○ 国土強靱化は、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靱化」を推進するもの。

○ 国土強靱化地域計画とは

・ 地域計画の性格

「国土強靱化地域計画」は、国が策定する「国土強靱化基本計画」と同様に「アンブレラ計画」※1であり、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるもの。

・ 策定主体

地域計画は、都道府県又は市町村が主体となり作成する。

・ 対象とする区域

当該地方公共団体の区域

・ 他の計画との関係

地域計画は、地域特性を踏まえ、行政全般に関わる既存の総合的な計画や関係する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえて地域計画を策定していく必要がある。

※1：様々な計画や取組を傘の様に上から覆うという趣旨で「アンブレラ計画」と表現している。

◆脆弱性評価について

(脆弱性評価の一例)

【起きてはならない最悪の事態(例)】

地域交通ネットワークが分断する事態

【取り組んでいる施策の内容】

- 陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進める必要がある。
- 代替輸送道路の整備や輸送手段の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の道路情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 発災後、迅速な輸送経路の確保に向けて、関係機関の連携等により人材・資機材の確保・充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。
- 被災により通行規制を伴う道路等について、交通利用者に対し、情報提供を円滑に行う体制を整備する必要がある。

【主な施策の達成度】

【県土】橋梁の耐震補強完了率 〇〇%

【県土】道路斜面等の要対策箇所の対策率 〇〇%

【県土】道路の液状化対策 〇〇%

【県土】農道橋(橋長15m以上)・農道トンネルの点検・診断の実施率〇〇%
(市町村)

直轄道路・河川の権限移譲に係る対応方針について

平成26年5月21日
道路企画課・河川課

国道9号（駒馳山バイパス現道区間）の権限移譲（旧道移管）について、国による移管条件の履行を前提に、国と移管に係る確認書を締結する。（5月中を予定）

今後は、移管までに国が行う必要な補修（移管条件）等について、引き続き国土交通省と協議する。

天神川については、「移管の可能性について引き続き協議するもの」とする位置付けの状況のまま、状況変化はありません。

○ 直轄道路の権限移譲について、

- ① 国道9号（駒馳山バイパスの現道区間）は、如来橋の架替が完了する平成28年度末に移管を受けるとし、確認書を締結予定。
移管条件については、国土交通省と引き続き協議し、移管までに必要な補修等を国が行う。
- ② 国道53号（鳥取市叶～秋里の区間）は、引き続き直轄管理の必要な区間として、国土交通省で管理。

○ 直轄河川天神川の権限移譲について、本年5月1日に中国地方整備局へ現状について確認したところ、「移管の可能性について引き続き協議するもの」とする位置付けのとおり状況変化（進展）や当面の予定はありません。

●直轄道路の権限移譲に係る対応の考え方

① 国道9号（駒馳山バイパスの現道区間） 延長7.8km

→ 移管に当たり国が行う補修等（移管条件）

- ・如来橋（塩見川）の架替
- ・本庄橋（蒲生川）の補修
- ・道路構造物（道路側溝等）の補修
- ・歩道整備（細川地区等）
- ・防災対策（3カ所）

② 国道53号（鳥取市叶～秋里の区間） 延長6.5km

→ バイパスの現道区間でないことを確認しており、見直し方針に基づく移管対象外とし、引き続き直轄管理とすることで調整済み。

（平成13年4月に、国道29号のバイパス整備に伴い県道若葉台東町線として移管）

（参考）関係市町の意見

- 1) 鳥取市 → ・バイパスの現道区間の移管であり基本的に同意する。なお、移譲後も移譲前と同水準の管理を図られたい。
- 2) 岩美町 → ・特に意見なし

●直轄河川の権限移譲に係る対応の考え方

天神川の移譲について、流域4市町は、強い懸念を示されており、今後も移譲の検討に当たっては、流域4市町の意見を十分に聞く必要がある。

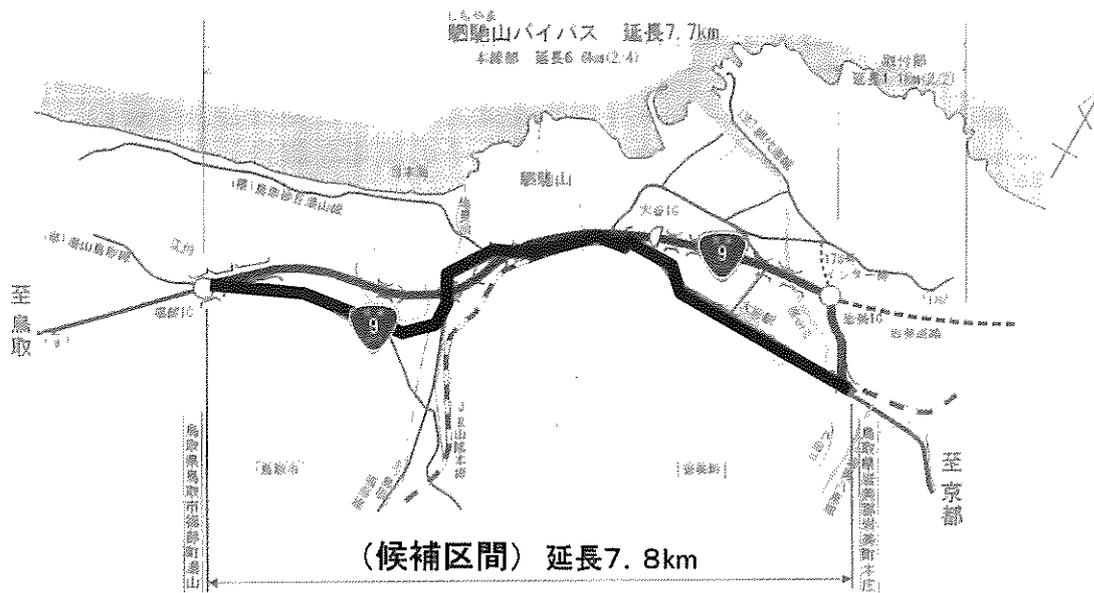
また、平成22年3月に天神川の河川整備計画（整備対象期間概ね30年）が策定されたところであり、国が行うべき事業を完了した上で移譲することが基本となっている。

（参考）流域の市町の意見 → ・気候変動による集中豪雨に伴う水害に危機感
・引き続き国が管理、整備すべき

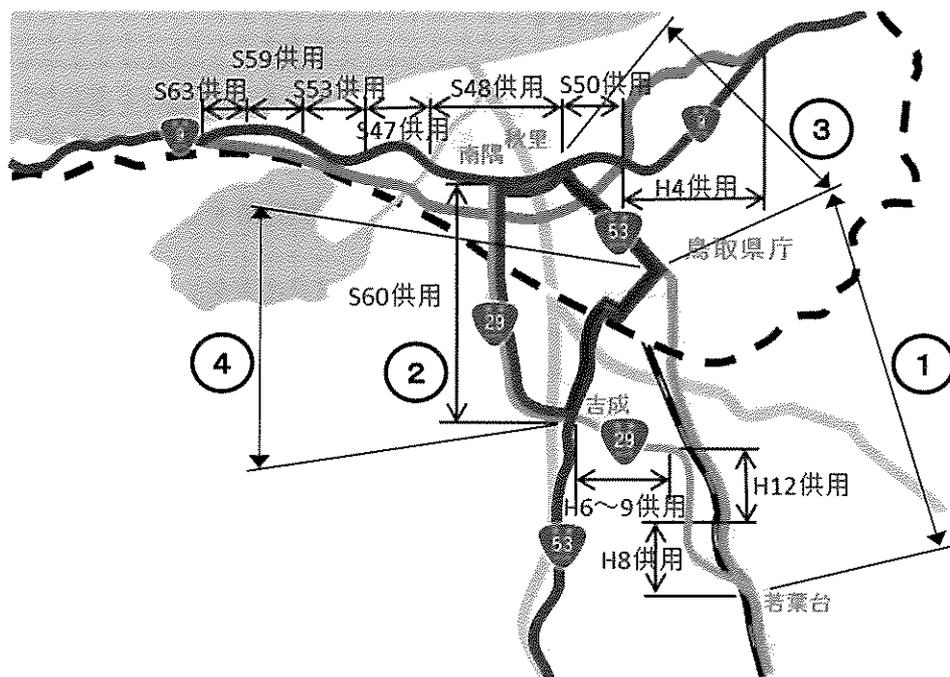
国道移譲の候補区間

資料

国道9号（岩美郡岩美町本庄～鳥取市福部町湯山 駱馳山バイパス現道部）



国道53号（鳥取市叶～秋里）



国道29号津ノ井バイパスが全線開通（平成12年度）

- ① 若葉台交差点～鳥取県庁交差点間：
 国道29号 ⇒ 県道若葉台東町線
- ② 吉成交差点～南隈交差点間：
 国道53号 ⇒ 国道53号 国道29号
- ③ 鳥取県庁交差点～秋里交差点間：
 国道29号 ⇒ 国道53号
- ④ 吉成交差点～鳥取県庁間：
 国道53号（ダブル指定）

第1回米子駅南北自由通路等整備事業協議会の概要について

平成26年5月21日
道路建設課

昨年12月より米子市、JRとの協議を進めてきたところですが、米子市の今年度予算及び新体制が定まったことから、「第1回米子駅南北自由通路等整備事業協議会」（県・米子市・JR西日本米子支社：事務局米子市）を4月24日に開催し、今後の取組や事業スケジュール等について協議を行いましたので、その概要を報告します。

1 第1回米子駅南北自由通路等整備事業協議会

- (1) 開催日 平成26年4月24日（木）
- (2) 出席者 鳥取県 統轄監、米子県土整備局長ほか
米子市 副市長、建設部長ほか
JR 米子支社副支社長、総務企画課長ほか
- (3) 米子市（事業主体）からの報告
 - ・「米子駅周辺整備推進室」の設置
自由通路及び周辺の整備等に関する事務を行うため、同市都市計画課内に平成26年4月に新設された。
- (4) 協議結果
 - ①事業スケジュール
 - ・平成26年度 基本計画の検証（自由通路の幅員、駅南広場の面積等の検証）
 - ・平成27年度 概略設計
 - ・平成28年度 都市計画決定（自由通路及び駅南広場）
 - ・平成29年度 詳細設計
 - ・平成30年度 工事着手を目指す
 - ②事業の進め方
 - ・市民、経済団体、バス・タクシー事業者等と情報を共有しながら検討を進めていく。
 - ・駅南広場について、バス・タクシー、一般の送迎などを考えながら面積等の検討を行う。
 - ・駅北についても、地下駐車場（現在は機械式）の再整備を検討していく。
 - ③県からの主な提案等
 - ・JRから「支社の多くの機能は、米子に残すというのが現実的」との発言を受け、県からも「現在地に新築移転してすべての機能を残していただきたい。」と要望した。
 - ・米子駅からバス・タクシーを利用した観光地への2次交通との連携について検討していくことを提案した。

2 今後の予定

県・米子市・JR西日本米子支社で構成する調整会議（課長級）を6月中に開催するとともに、基本計画の内容を検証するため協議会を開催し、協議を進めていく。

（パース図）



※平成19年3月米子駅南北一体化基本計画報告書（米子市）のイメージ図

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	備 考
道路建設課	国道178号(岩美道路)改良工事 (5工区)(補助)	岩美郡 岩美町 浦富	国道178号(岩美道路)改良工事(5工区)(補助)興洋工務店・田中組・大谷組 特定建設工事共同企業体 代表者 (株)興洋工務店 代表取締役 田中 正己 (株)田中組 代表取締役 田中 弘文 (株)大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	(当初契約額) 446,364,000円	平成26年3月6日 ～ 平成26年11月28日	(当初契約年月日) 平成26年3月5日	
				(第1回変更後契約額) 449,772,480円 (変更額) 3,408,480円		(第1回変更契約年月日) 平成26年4月25日	
道路建設課 (鳥取県土整備事務所)	国道178号(岩美道路)改良工事 (1工区)(補助)	岩美郡 岩美町 浦富	国道178号(岩美道路)改良工事(1工区)(補助)栗山組・プロテクト特定建設工事共同企業体 代表者 (株)栗山組 代表取締役社長 栗山 和大	(当初契約額) 131,355,000円	平成25年9月24日 ～ 平成26年3月14日	(当初契約年月日) 平成25年9月24日	
				(第1回変更後契約額) 131,227,950円 (変更額) △127,050円	(変更後工期) 平成26年4月28日	(第1回変更契約年月日) 平成26年3月14日	
				(第2回変更後契約額) 148,482,720円 (変更額) 17,254,770円	(変更後工期) 平成26年9月30日	(第2回変更契約年月日) 平成26年4月28日	